

小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第6号

小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和62年小牧岩倉衛生組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
（小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則の施行前に犯した罪につき禁錮以上の刑（死刑を除く。）の執行のため刑事施設に拘置されている者は、第1条の規定による改正後の小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。